

監査報告書

平成 30 年 6 月 26 日

公立大学法人兵庫県立大学
理事長 五百旗頭 真 様

公立大学法人兵庫県立大学

監事 中瀬 憲一 ㊞

監事 安川 文夫 ㊞

私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び同法第 34 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学(以下、「本法人」という)の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度における業務及び会計に関する状況について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するほか、役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて回答を求め、実地調査を実施しました。

また、本法人における職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制(以下、「内部統制システム」という)の整備と運用について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

更に、会計監査人から財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関し、監査方法の概要及び結果について報告及び説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

本法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の仕事の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、本法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、この度、地方自治法等の一部を改正する法律に基づき、地方独立行政法人会計基準等が改訂されたこと、また、兵庫県公立大学法人評価委員会から、次期中期目標等に向けて「PDCAサイクルをより機能させる仕組みとするべきである」とされている観点を踏まえると、今後、同法関係法令等に基づく「合規性」「正確性」について、早期に一層の向上を図っていただきたい。

以上